

議案第56号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年12月11日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、令和5年8月7日に出された人事院の国会及び内閣に対する給与改定に関する勧告等に鑑み、議会の議員の期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

第1条 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
(平成17年愛西市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「100分の120」を「、6月に支給する場
合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」
に、「100分の165」を「、6月に支給する場合には100分の165、
12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を次のように改正する。

第6条第2項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の120、
12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」
に、「、6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場
合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6
年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び
期末手当に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、
令和5年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の
愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定
に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の
内払とみなす。